

au でんき契約約款（北陸電力・KDDI） 新旧対照表（2020年3月30日実施）

改定前（旧）	改定後（新）
<p>1 適用</p> <p>(1) お客さままたはお客さまの同居の家族が KDDI 株式会社（以下「KDDI」といいます。）の指定する次のいずれかのサービス（以下「KDDI サービス」といいます。）を利用する場合で、北陸電力株式会社（以下「北陸電力」といいます。）の低圧で電気を小売供給するサービスをあわせて利用し、KDDI が北陸電力の代理人として、申込受付、料金算定、および請求等を実施するときの電気料金その他の供給条件は、この au でんき供給約款（北陸電力・KDDI）（以下「この au でんき約款」といいます。）および KDDI が別に定める料金表（以下「料金表」といいます。）によります。</p> <p>イ KDDI または沖縄セルラー電話株式会社の au（LTE）通信サービス約款に定める au（LTE）通信サービスもしくは au（WIN）通信サービス約款に定める au（WIN）通信サービス</p> <p>ロ KDDI の FTTH サービス契約約款に定めるインターネットサービスまたは FTTH 電話サービス</p> <p>ハ KDDI が別途「KDDI 法人向けサービス」として指定するサービス</p> <p>なお、電気の小売供給にかかる契約を「需給契約」といいます。また、この au でんき約款および料金表による電気供給サービスに関するお客さまを「お客さま」といいます。</p> <p>(2) この au でんき約款および料金表は、次の地域（電気事業法第2条第1項第8号イに定める離島を除きます。）に適用いたします。</p> <p>富山県、石川県、福井県（一部を除きます。）、岐阜県の一部</p>	<p>1 適用</p> <p>(1) お客さままたはお客さまの同居の家族が KDDI 株式会社（以下「KDDI」といいます。）が別途指定するいずれかのサービス（以下「KDDI サービス」といいます。）を利用する場合で、北陸電力株式会社（以下「北陸電力」といいます。）の低圧で電気を小売供給するサービスをあわせて利用し、KDDI が北陸電力の代理人として、申込受付、料金算定、および請求等を実施するときの電気料金その他の供給条件は、この au でんき供給約款（北陸電力・KDDI）（以下「この au でんき約款」といいます。）および KDDI が別に定める料金表（以下「料金表」といいます。）によります。</p> <p>なお、電気の小売供給にかかる契約を「需給契約」といいます。また、この au でんき約款および料金表による電気供給サービスに関するお客さまを「お客さま」といいます。</p> <p>(2) この au でんき約款および料金表は、次の地域（電気事業法第2条第1項第8号イに定める離島を除きます。）に適用いたします。</p> <p>富山県、石川県、福井県（一部を除きます。）、岐阜県の一部</p>
<p>40 解約等</p> <p>(1) お客さまが次のいずれかに該当する場合には、北陸電力および KDDI は、そのお客さまについて需給契約を解約することがあります。</p> <p>なお、この場合には、解約日をお客さまに予告いたします。</p>	<p>40 解約等</p> <p>(1) お客さまが次のいずれかに該当する場合には、北陸電力および KDDI は、そのお客さまについて需給契約を解約することがあります。</p> <p>なお、この場合には、解約日をお客さまに予告いたします。</p>

イ お客さまが料金表 7（料金等の支払義務、支払期日および支払方法）
(1)で定める期日までに支払われない場合

□ お客さまが北陸電力との需給契約（既に消滅しているものを含みます。）の料金を北陸電力の定める支払期日をさらに 20 日経過してなお支払われない場合、この au でんき約款および料金表で定める他の需給契約（既に消滅しているものを含みます。）の料金を KDDI が別に定める期日を経過してなお支払われない場合、または KDDI の提供する他のサービスの利用料金等の KDDI に対する金銭債務を支払期日までに支払われない場合

ハ お客さまがこの au でんき約款、料金表、北陸電力が別に定める低圧特別約款（以下「低圧特別約款」といいます。）および供給約款によって支払いを要することとなった料金以外の債務（延滞利息、違約金、工事費負担金その他この au でんき約款、料金表、低圧特別約款および供給約款から生ずる金銭債務をいいます。）を支払われない場合

ニ 契約された用途以外の用途に電気を使用された場合

ホ KDDI に対しアプリ等サービスの利用を行わない旨を申告したお客さまにかかる KDDI サービスの利用契約の全てが終了した場合

(2) 30（供給の停止）によって電気の供給を停止されたお客さまが北陸電力および KDDI の定めた期日までにその理由となった事実を解消されない場合またはお客さまがその他この au でんき約款および料金表に反した場合には、北陸電力および KDDI は、需給契約を解約することができます。

なお、この場合には、KDDI は、その旨をお客さまに予告いたします。

(3) お客さまが、38（需給契約の廃止等）(1)による通知をされないで、その需要場所から移転され、電気を使用されていないことが明らかな場合には、北陸電力が需給を終了させるための処置を行なった日に需給契約は消滅するものといたします。

イ お客さまが料金表 7（料金等の支払義務、支払期日および支払方法）
(1)で定める期日までに支払われない場合

□ お客さまが北陸電力との需給契約（既に消滅しているものを含みます。）の料金を北陸電力の定める支払期日をさらに 20 日経過してなお支払われない場合、この au でんき約款および料金表で定める他の需給契約（既に消滅しているものを含みます。）の料金を KDDI が別に定める期日を経過してなお支払われない場合、または KDDI の提供する他のサービスの利用料金等の KDDI に対する金銭債務を支払期日までに支払われない場合

ハ お客さまがこの au でんき約款、料金表、北陸電力が別に定める低圧特別約款（以下「低圧特別約款」といいます。）および供給約款によって支払いを要することとなった料金以外の債務（延滞利息、違約金、工事費負担金その他この au でんき約款、料金表、低圧特別約款および供給約款から生ずる金銭債務をいいます。）を支払われない場合

ニ 契約された用途以外の用途に電気を使用された場合

ホ KDDI サービスの利用契約の全てが終了した場合

(2) 30（供給の停止）によって電気の供給を停止されたお客さまが北陸電力および KDDI の定めた期日までにその理由となった事実を解消されない場合またはお客さまがその他この au でんき約款および料金表に反した場合には、北陸電力および KDDI は、需給契約を解約することができます。

なお、この場合には、KDDI は、その旨をお客さまに予告いたします。

(3) お客さまが、38（需給契約の廃止等）(1)による通知をされないで、その需要場所から移転され、電気を使用されていないことが明らかな場合には、北陸電力が需給を終了させるための処置を行なった日に需給契約は消滅するものといたします。

■附則

改定前（旧）	改定後（新）
1 このauでんき約款の実施期日 このauでんき約款は、2019年10月1日から実施いたします。	1 このauでんき約款の実施期日 このauでんき約款は、2020年3月30日から実施いたします。